

リモート境界確認実施要領

(適用範囲)

第1条 リモート境界確認実施要領は、用地調査等業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）

第4章用地測量 第1節境界確認において、土地所有者等に対し撮影した現地の映像による境界確認（以下「リモート境界確認」という。）を実施する場合に適用するものとする。

(現地踏査)

第2条 受注者は、リモート境界確認の着手に先立ち、調査区域の現地踏査を行い、地域の状況、土地及び建物等の概況を把握し、リモート境界確認の実施が可能か確認するものとする。

(作業計画の策定)

第3条 受注者は、現地踏査の結果等を基にリモート境界確認の実施について作業計画書を策定するものとする。作業計画書の策定にあたっては、共通仕様書第15条第2項各号の事項に加え、リモート境界確認を実施する区域（以下「リモート実施区域」という。）の案を記載するものとする。

2 リモート実施区域は、現地で境界確認を実施する区域と混在しないようにまとまりのある範囲で区分するものとする。

3 受注者は、リモート実施区域及び本部の設置場所等を監督職員と協議し決定するものとする。

(復元測量)

第4条 受注者は、リモート境界確認の実施にあたり、航空写真、微地形表現図、林相識別図、不動産登記法第14条第1項地図、公図及び地積測量図等を収集し、想定される筆界線を立会素図として作成するものとする。

2 受注者は、作成した立会素図における各筆の概略面積を図上求積にて算出するものとする。

3 受注者は、共通仕様書第53条に基づき行う復元測量のほか、リモート実施区域においては、境界確認の実施に先立ち、作成した立会素図の境界点を現地に復元杭として設置するものとする。

(公共用地境界の打合せ)

第5条 受注者は、調査区域内に公共用地境界の確定を要する土地がある場合には、共通仕様書第49条に基づいて打合せを行い、立会素図を作成し、土地所有者等の境界確認の実施に先立ち公共物管理者等の確認を得ておくものとする。

(立会い準備)

第6条 受注者は、土地所有者等が同時に境界点の立会いができる立会順路を作成するものとし、リモート実施区域の土地所有者等から現地での境界確認の実施希望がある場合に備えた立会計画を策定するものとする。

(リモート境界確認)

第7条 リモート境界確認の方法は、リモート実施区域の筆界案を録画する方式（録画方式）で実施するものとする。

2 受注者は、立会順路に従い、立会本部で土地所有者等に対し、事前に録画した筆界案をモニターにて確認することにより境界確認を実施するものとする。

3 受注者は、リモート境界確認の実施中に、土地所有者等から、現地での境界確認の実施希望があった場合には、現地での境界確認を実施するものとし、現地での境界確認に備えるものとする。

(本部設営)

第8条 受注者は、リモート境界確認実施にあたり、立会本部を設営するものとする。

2 立会本部の設営にあたり、大型テント及び発動発電機を用いる場合には、モニター等の電子機器の使用のために電源が必要となることから、公民館等の使用を検討するものとする。

(使用する機器)

第9条 録画に使用するカメラは、ウェアラブルカメラ、360度カメラ等を使用するものとする。

2 本部説明に使用するモニターは土地所有者等の人数や本部の状況により適切なサイズを選択するものとする。